

# はじめに

わが国では平成8年7月20日に国連海洋法条約が発効し、同年より7月20日が「海の日」として国民の休日となりましたが、その経緯を知る国民は少なく、国土面積のおよそ12倍にもおよぶ広大な排他的経済水域を含む「海」を持続的に利用していくことの重要性は、国民の十分な理解を得ているとは言いがたい状況にあります。

一方、国連海洋法条約の発効後、ナホトカ号の油流出事件や九州南西海域における工作船事件など、わが国の排他的経済水域を舞台として社会的にも関心を集める様々な事故や事件が起きています。

そのため、わが国の政府に対して、学界や産業界などから包括的な海洋政策の策定を望む声が以前にも増して聞こえるようになり、産業界からは、平成12年6月に経団連が「21世紀の海洋のグランドデザイン」と題する意見書を、平成14年5月には日本財団が「海洋と日本 21世紀におけるわが国の海洋政策に関する提言」と題する提言書をそれぞれ公表しました。

このような状況の中で、平成14年8月に科学技術・学術審議会答申「長期的展望に立つ海洋開発の基本的構想及び推進方策について」として、排他的経済水域の管理を含む21世紀初頭におけるわが国の海洋政策が公表されました。

しかしながら、その答申においても、海洋管理の具体的な推進体制やタイムスケジュールが示されていないとの批判もあり、わが国の海洋管理体制は未だ十分ではない状況が続いています。

そこで、社団法人海洋産業研究会では、排他的経済水域を中心とした海洋管理の対象範囲や管理の理念から議論を掘り起こし、包括的な海洋管理のあり方を検討することを目的として、平成13年度および平成14年度に日本財団のご支援により「わが国200海里水域の海洋管理ネットワーク構築に関する研究」を実施しました。

この提言書は、その事業成果をもとにとりまとめたものであり、わが国の海洋政策に関する関係省庁をはじめとする関係機関での議論・検討の参考としていただくことを期待いたします。

平成15年5月

社団法人 海洋産業研究会

# 200海里水域の海洋管理ネットワークの 構築に関する提言

～ 排他的経済水域および大陸棚等の持続的な利用を目指して ～

## 1．排他的経済水域および大陸棚は 国土管理に準じた最重要課題として 国が管理すべきである

国土や沿岸域は、国と地方公共団体の適正な役割分担のもとに管理されるものであるが、排他的経済水域および大陸棚は、国土管理に準じた最重要課題として国が管理すべきである。

## 2．海洋管理に係る基本法制整備のための ネットワークづくりが必要である

わが国の海洋政策を戦略的に企画・立案するための関係機関のネットワークづくりが必要である。

## 3．海洋管理基本計画（仮称）を 策定することが必要である

国土の総合的・計画的な利用の基本方針を定める国土利用計画に相当する「海洋管理基本計画(仮称)」を策定することが必要である。

## **4 . 海洋管理の礎（いしずえ）となる 海洋情報整備に直ちに着手するべきである**

海洋管理を行うためには、管理の対象となる排他的経済水域および大陸棚の環境情報や資源の賦存状況、海面・海中・海底の利用状況等の海洋情報を正確に把握することが不可欠であることから、海洋情報整備に直ちに着手するべきである。

## **5 . 資源の持続的な利用に向けて 総合的な政策を展開する必要がある**

わが国の排他的経済水域および大陸棚に存在する豊かな生物資源および非生物資源を持続的に利用するためには、利用・開発・保全のバランスのとれた政策を推進することが重要である。

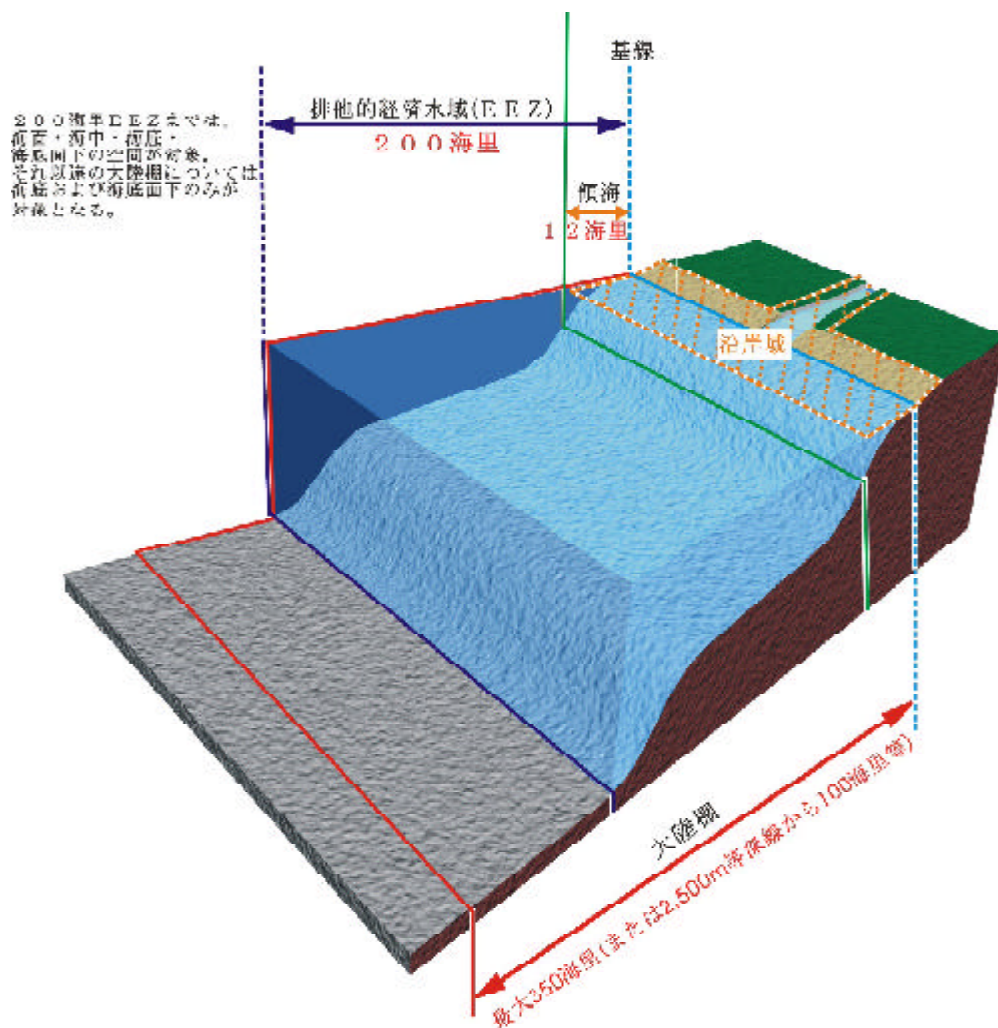
## **6 . 国民の理解を得ることならびに 人材を育てることが必要である**

わが国の排他的経済水域および大陸棚の適正な管理は、そもそもわが国の産業経済と国民生活を支えるための施策であり、納税者たる国民に理解を得ることが重要である。

また、適正な海洋管理を行なうためには、専門知識を有する多種多様な人材が必要である。

# 1. 排他的経済水域および大陸棚は 国土管理に準じた最重要課題として 国が管理すべきである

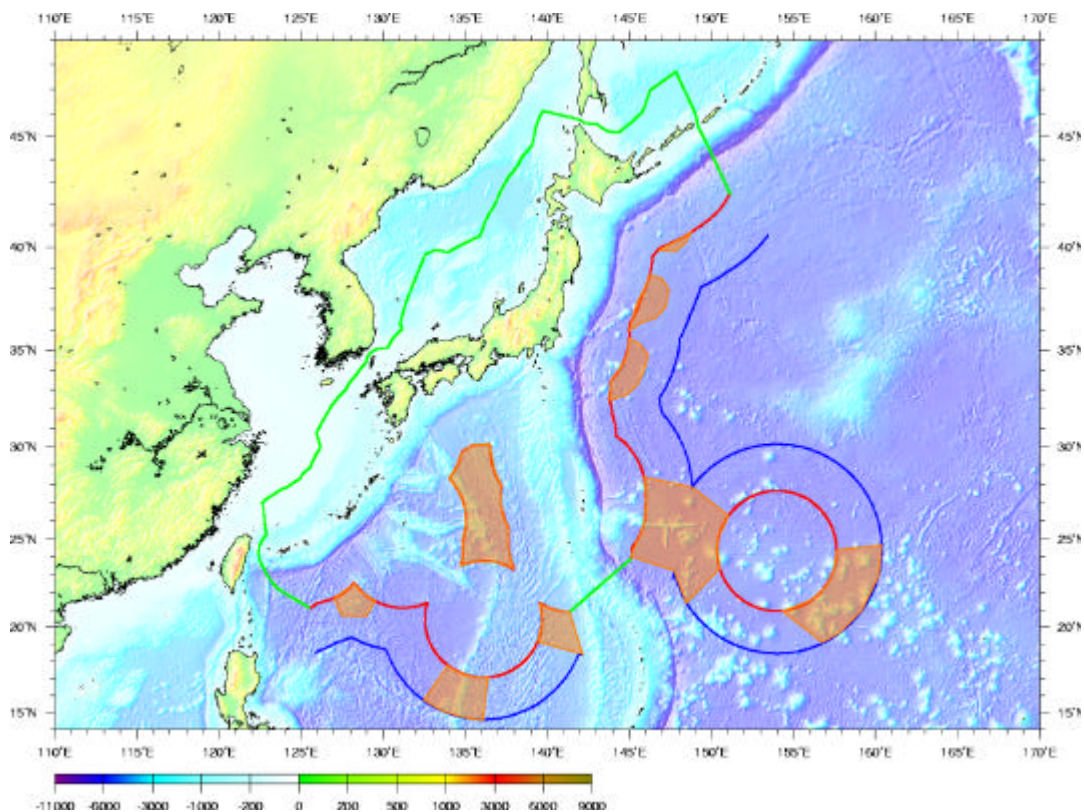
国土や沿岸域は、国と地方公共団体の適正な役割分担のもとに管理されるものであるが、排他的経済水域および大陸棚は、国土管理に準じた最重要課題として国が管理すべきである。



わが国の有する200海里排他的経済水域は、国土面積約38万平方キロメートルのおよそ12倍にあたる約447万平方キロメートルにおよび、その広さは世界第6位である。

さらに、国連海洋法条約に基づいて200海里を超えて最大350海里までの延長が認められる大陸棚は、わが国の領海約43万平方キロメートルのおよそ1.5倍にあたる約65万平方キロメートルの海底にその可能性があることが判明している(下図のオレンジ部分が可能性のある海域)。

利用可能な国土が限られ、かつ陸上資源に乏しいわが国では、これら排他的経済水域および大陸棚について、国土管理に準じた最重要課題として国が責任を持って管理すべきである。



提供：海上保安庁

## **離島の振興・活用**

また、北方四島や南西諸島など沿岸国と排他的経済水域を接する島嶼地域や、南鳥島、沖ノ鳥島、小笠原諸島、大東諸島などの排他的経済水域の基点となる遠隔離島は、わが国の排他的経済水域および大陸棚を管理する上で重要な領土であり、これら離島の振興・活用も積極的に図るべきである。

## **大陸棚調査の推進**

さらに、大陸棚調査はわが国の権益を拡大するための最重要課題であり、大学や民間が保有する人材、船舶などを最大限に活用するネットワークを構築して、「国連の大陸棚の限界に関する委員会」に提出する科学的な根拠資料の作成に必要な調査の前倒しや評価作業の推進を図る必要がある。

## 2 . 海洋管理に係る 基本法制整備のための ネットワークづくりが必要である

**わが国の海洋政策を戦略的に企画・立案するための  
関係機関のネットワークづくりが必要である。**

その第一段階として、5年以内に排他的経済水域および大陸棚の開発・利用・保全の国家戦略を定める基本法制を整備することを目標として、行政・学界・産業界・研究機関・関係団体などの関係者( stakeholders )によるネットワークを構築してこれにあたるとともに、これを推進し海洋管理のネットワーク構築の要としての役割を主たる業務とする海洋政策統括室( 仮称 )を内閣府に設置することを提案する。

## 3 . 海洋管理基本計画（仮称）を 策定することが必要である

**国土の総合的・計画的な利用の基本方針を定める国  
土利用計画に相当する「海洋管理基本計画（仮称）」  
を策定することが必要である。**

この基本計画は、2 . で提言した基本法制を根拠として、わが国の排他的経済水域および大陸棚の開発・利用・保全の基本方針等を定めるものとして、基本法制の施行後数年以内に策定し、「海洋国家日本」の海洋政策の柱として内外にアピールのうえ、実行に移すべきである。

## 4 . 海洋管理の礎（いしずえ） となる海洋情報整備に 直ちに着手するべきである

海洋管理を行うためには、管理の対象となる排他的経済水域および大陸棚の環境情報や資源の賦存状況、海面・海中・海底の利用状況等の海洋情報を正確に把握することが不可欠であることから、海洋情報整備に直ちに着手するべきである。

### 海洋情報整備の推進

国土利用計画を策定する上で、土地利用状況等を把握するための国土情報整備は不可欠のものである。現在、国土情報整備の中核をなす地理情報システム(GIS)については、GIS関係省庁連絡会議やGIS関連法制度研究会などが設置され、関係省庁の連携のもとに推進されている。

国土利用計画と同様、3 .において提言した「海洋管理基本計画(仮称)」を策定するためには、沿岸域(領海)を含むわが国の排他的経済水域および大陸棚に係る海洋情報の収集が不可欠である。広大な排他的経済水域および大陸棚の調査には、多大な時間と労力、費用が必要となるため、関係省庁が連携して直ちに海洋情報の整備に着手するべきである。

さらに、収集した海洋情報の評価システムを整備することも重要であり、行政・学界・産業界・関係団体などのネットワークを構築してこれに取り組むべきである。



## 海洋調査のネットワーク化

排他的経済水域および大陸棚の環境情報や資源の賦存状況などを正確に把握するためには、現在の調査・観測体制では不十分であり、関係省庁や試験研究機関、大学、民間が保有する人材・船舶・観測機器・施設などあらゆるものを動員し、効率的な海洋調査・観測を行なう必要がある。

そのためには、これまで一部データの提供にとどまっていた防衛庁も積極的に海洋調査・観測に参加するとともに、その役割を広く国民にアピールするべきである。

## 海洋情報整備のためのインフラ整備

広大な排他的経済水域および大陸棚を対象として効率的な海洋情報整備を行うためには、新たな技術開発、インフラ整備などを推進する必要がある。

特に、高速かつ大容量のデータ通信に対応する情報通信基盤の整備や、広域・多点・同時観測が可能なリアルタイムモニタリングシステムなどの開発・整備を一層推進することが必要である。

この場合、商用(通信用)の海底ケーブルを海洋情報整備のインフラとして開放・利用することは、緊急性・経済性などの観点から有効である。

## 5 . 資源の持続的な利用に向けて 総合的な政策を展開する必要がある

わが国の排他的経済水域および大陸棚に存在する豊かな生物資源および非生物資源を持続的に利用するためには、利用・開発・保全のバランスのとれた政策を推進することが重要である。

### 水産資源管理と環境管理の連携強化

水産資源はわが国の食料政策において重要な位置付けにあるが、陸起源の水質汚染・汚濁に加え、海底資源開発にともなう不慮の事故や海難事故による油流出、船舶に起因する海洋汚染などの指標ともなり、環境管理の上でも重要な位置付けにある。

一方で、特定種の増養殖による種の多様性への影響や、過密養殖や過給餌による沿岸域の水底質の悪化など、漁業による環境への影響も環境管理における重要な課題のひとつである。

したがって、農林水産省を中心に行なわれている生物資源管理と、環境省を中心に行なわれている環境管理の連携を強化し、排他的経済水域および大陸棚における生物資源管理のネットワークを構築することが必要である。

## 非生物資源の合理的利用のための法制整備

水産行政における生物資源については、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」いわゆるTAC法を施行し、現在では同法の改正により導入されたTAE制度との両輪により資源管理が行なわれている。

他方、海底鉱物資源などの非生物資源については、現在のところ「鉱業法」などの在来法を準用しており、これら国内法令の領海外への適用という管理政策の内外への明確化を基礎とした海洋管理を推進することが重要である。

その場合、提言2で述べた基本法制との関係も含めて、「排他的経済水域および大陸棚に関する法律」の見直しをはじめ、大陸棚の海底および海底下の資源管理を柱とした法制整備や管理施策の推進が必要である。

## 6 . 国民の理解を得ることならびに 人材を育てることが必要である

わが国の排他的経済水域および大陸棚の適正な管理は、そもそもわが国の産業経済と国民生活を支えるための施策であり、納税者たる国民に理解を得ることが重要である。

また、適正な海洋管理を行なうためには、専門知識を有する多種多様な人材が必要であり、国家戦略としてこれを育てることが必要である。

### 国民の理解

広大なわが国の排他的経済水域および大陸棚の管理は大きな財政的負担を伴うものである。これらの海洋管理が、国民の生命と財産を守るために不可欠であること、持続的な社会を形成するために重要であることなどを、納税者である国民に理解してもらうことが必要である。

つまり、国は海洋管理の重要性について絶えず国民に対して情報を発信する義務があり、かつ、それが重要な国家戦略であることを認識すべきである。

## 人材の育成

わが国の排他的経済水域および大陸棚の管理を行なうためには、海洋を探求する科学者、海洋研究や資源調査を支援する技術者、海洋政策を議論する研究者など、海洋管理を担う多様な人材の育成が必要である。

そのためには、小中学校における海洋教育のカリキュラム化や、大学・大学院における海洋管理コースの設置などを推進する必要がある。

さらに、非教育機関である試験研究機関の海洋研修や体験航海、水族館・博物館などの野外体験学習など学習・教育機会の提供を一層推進し、教育機関と非教育機関のネットワークを構築して、次代を担う人材を育てていくことが重要である。

わが国 200 海里水域の  
海洋管理ネットワーク構築に関する研究

研究委員会

(敬称略・順不同)

委員長	酒匂 敏次	東海大学海洋学部教授
委員	小野征一郎	近畿大学農学部教授
〃	木下 肇	海洋科学技術センター理事
〃	栗林 忠男	東洋英和女学院大学国際社会学部教授
〃	竹内 俱佳	電気通信大学名誉教授
〃	寺島 紘士	財団法人シップ・アンド・オーシャン財団 海洋政策研究所所長
〃	徳山 英一	東京大学海洋研究所教授
〃	永田 豊	財団法人日本水路協会 海洋情報研究センター技術顧問
〃	前田 久明	日本大学理工学部教授
〃	松田 恵明	鹿児島大学水産学部教授

# 排他的経済水域および大陸棚等の管理に係る用語解説

## 排他的経済水域と大陸棚

排他的経済水域（EEZ: Exclusive Economic Zone）は、国連海洋法条約において規定されている領海基線から最大200海里までの水域で、海中、海底、海底下の天然資源の探査などに関する主権的権利や、海洋の科学的調査や環境の保護・保全に関する管轄権などが認められている。

大陸棚（Continental Shelf）は、沿岸国の領海を超える海底および海底下で、領土の自然の延長をたどって大陸縁辺部の外縁に至るまでのもの、または、大陸縁辺部の外縁が領海基線から200海里まで延びていない場合には、沿岸国の領海基線から200海里までのものをいう。ただし、同条約の定める範囲内で200海里を超えて最大350海里まで延長が可能である（p.4, 5の概念図参照）

## TAC・TAE制度

漁獲可能量（Total Allowable Catch）と漁獲努力量（Total Allowable Effort）に基づく資源管理制度のことである。

TAC制度は、あらかじめ漁獲量の上限を定め、その範囲内に漁獲を収めるように漁業を管理する制度で、現在わが国では、サンマ、スケトウダラ、マアジ、マイワシ、マサバ・ゴマサバ、ズワイガニ、スルメイカの8魚種が管理の対象魚種となっている。

TAE制度は、操業日数や操業隻数などの漁獲努力量に上限を設定し、その範囲内に漁獲努力量を収めるように漁業を管理する制度で、現在、カレイ類、サワラ、トラフグ等が対象魚種となっている。

一般的には、資源量の予測精度が高い場合はTAC制度による管理を、資源変動に大きな幅が出る資源または現状では正確な資源予測に足るデータの収集が不十分な資源に対してはTAE制度による管理を行なっている。

平成 14 年度日本財団助成事業  
わが国 200 海里水域の海洋管理ネットワーク構築に関する研究

200 海里水域の海洋管理ネットワークの構築に関する提言  
～ 排他的経済水域および大陸棚等の持続的な利用を目指して ～

発行日：平成 15 年 5 月

発行者：社団法人 海洋産業研究会

連絡先：〒 105-0003 東京都港区西新橋 3-23-7 司ビル

Tel: 03-5401-1801 Fax: 03-5401-2596

<http://www2u.biglobe.ne.jp/~RIOE>